

印西市における介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給の流れ

①住宅改修についての相談及び依頼

- ※ 居宅介護支援事業者や地域包括支援センターのケアマネジャー等に相談し、「住宅改修が必要な理由書(指定様式)」の作成を依頼してください。(対象となる住宅改修のうち、対象者の現在の心身状況で必要とされる住宅改修が保険給付対象となります。)
- ※ 施工業者を選定(特に指定はありません。)し、見積書等の書類の作成を依頼してください。

②住宅改修事前確認の申請(事前申請) ⇒ 高齢者福祉課介護認定給付係に提出

- ※ 市は、着工前に住宅改修の内容を精査し、当該住宅改修が保険給付として適性か確認します。

【事前確認申請時の提出書類】

- 居宅介護(介護予防)住宅改修事前確認申請書(指定様式)
 - * 住宅改修費の支給申請とは異なります。住宅改修着工の承認を得るための申請です。
- 住宅改修が必要な理由書(指定様式)
 - * 居宅介護支援事業者や地域包括支援センターのケアマネジャー、改修予定業者の1級建築士や福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の者等が作成できます。(原則、ケアマネジャーが作成してください。)
- 住宅改修後の予定の状態が確認できる書類等
 - * 改修後の完成予定状態が確認できるよう写真に記載したり、図面を作成するなどしてください。
- 住宅改修予定箇所ごとの改修前写真(日付入り)
 - * 改修予定箇所ごとに必ず日付を入れて撮影してください。(焼き付けまたは工事看板使用)
- 住宅改修に要する費用の見積書(内訳書)
 - * 保険給付対象となる改修工事について、材料費と工事費が分かるように記入してください。
 - * 保険給付対象外の工事も併せて行う場合は、保険給付対象範囲を抽出、按分等して記入してください。
- 住宅改修の承諾書
 - * 住宅の所有者が本人でない場合は、所有者の承諾が必要です。
 - * 賃貸住宅の場合は、賃貸人の承諾が必要です。

- ※ 事前申請は、対象者やご家族のほか、施工業者やケアマネジャーでも行えます。
- ※ 保険給付対象外の工事を併せて行う場合でも、保険給付対象工事については、市の事前確認を受けてからの着工となります。
- ※ 対象者が入院・入所中に住宅改修を行う場合でも、事前申請は行えますが、事後申請(⑥)は対象者が退院・退所してからの受付となり、対象者が退院・退所できなかった場合は、住宅改修費の支給ができません。
- ※ 対象者の住民票がある住宅の改修が対象となりますので、対象者が現在は他の住宅に居住しており、改修後に当該住宅に居住するために改修工事を行おうとする場合でも、事前申請は行えますが、事後申請の際に対象者が当該住宅に居住し、住民票も異動していることが確認できなければ、住宅改修費の支給ができません。
- ※ 対象者が認定申請中に住宅改修を行う場合でも、事前申請は行えますが、事後申請は対象者の認定結果が確定してからの受付となり、対象者の認定結果が非該当だった場合は、住宅改修費の支給ができません。

③住宅改修着工の承認

- ※ 市は、当該住宅改修が保険給付として適正化か確認し、適正と認められた場合は、「居宅介護(介護予防)住宅改修事前確認申請書」に公印を押し、当該申請者に返還しますので、事後申請の時まで保管してください。

④住宅改修の着工→完成

- ※ 着工後に、対象者が入院・入所、転出又は死亡した場合は、その時点までの状況で費用を按分しますので、ただちに工事を中断し、高齢者福祉課介護給認定付係に連絡してください。
- ※ 着工後に、工事内容を変更する（追加する）場合は、再度、市の確認が必要となりますので、ただちに高齢者福祉課介護給認定付係に連絡してください。内容により、追加の書類が必要となることもあります。

⑤住宅改修費の支払い

- ※ (1) 償還払い方式…対象者は、住宅改修にかかった費用の全額を直接施工業者に支払ってください。
- (2) 受領委任払い方式（印西市の要綱に基づく登録施工業者利用の場合に限る）…対象者は住宅改修にかかった費用のうち（20万円を超えない部分について）の1割または2割を支払ってください。20万円を超えた部分については自己負担です。

⑥住宅改修費支給の申請(事後申請) ⇒高齢者福祉課介護給認定付係に提出

- ※ 住宅改修費の支給を受けようとする場合は、この時点で、住宅改修費の支給申請をしなければなりません。ただし、前述のように、住宅改修費の支給申請を受付けられない場合等もありますのでご了承ください。

【住宅改修費支給申請時の提出書類】

- 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(指定様式)
 - * 押印、振込先口座の記載が必要です。
- 居宅介護(介護予防)住宅改修事前確認申請書(写し)
 - * 市の確認を得て、公印が押されているものです。
- 住宅改修費に要した費用の支払いの領収書(原本)
 - * 保険給付対象外の費用が含まれる場合及び支給限度基準額を超える場合でも、全額の領収書で構いません。領収書の宛ては被保険者宛てで記入してください。
- 住宅改修箇所ごとの改修後写真(焼き付けか工事看板を使用し、日付を明確にすること)
 - * 改修前写真と対になるように撮影してください。
- 住宅改修に要する費用の見積書(内訳書)
 - * 事前申請時と異なる場合（改修しなくて済んだ、材料をリサイクルした、値引きした等）は、再提出してください。ただし、事前確認した内容に追加して工事した場合は、再度事前確認がされていない箇所については、支給できない場合もありますので、ご注意ください。

⑦住宅改修費支給の決定

- ※ 国保連合会での審査がありますので、決定には時間を要します。書面にて通知します。

⑧住宅改修費支給

- ※ 住宅改修費支給申請書に記載された口座に、支給限度基準額（20万円）内で支払った費用の9割～7割を支給します。
- ※ 通常は申請月の翌月には支給しますが、着工日が申請月の場合は、申請月の翌々月の支給になります。

*** 問い合わせ先 ***

〒270-1396

印西市大森2364番地2

★印西市 福祉部 高齢者福祉課 介護認定給付係

TEL 0476(33)4624(直通)